

入 札 説 明 書

日本郵便株式会社 茨木郵便局で使用する電気

日本郵便株式会社

本社契約責任者

代理人 林田 博之

◎ 項目及び構成

I 入札及び契約に関する事項

- 1 契約責任者
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 競争に参加することができない者
- 5 入札者に求められる義務等
- 6 入札書の記載方法及び提出等
- 7 秩序の維持
- 8 開札
- 9 落札者の決定
- 10 契約書の作成
- 11 その他

別冊

仕様書

日本郵便株式会社における特定調達に係わる入札公告（2026 年 6 月 8 日付）に基づく入札については、「政府調達に関する協定」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等関係法令等によるほか、この入札説明書による。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者

日本郵便株式会社
本社契約責任者
代理人 林田 博之

2 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 品名及び数量
日本郵便株式会社 茨木郵便局で使用する電気（予定）1,406,311kWh
- (3) 特質等
別添仕様書のとおり。
- (4) 供給期間
2026 年 11 月 1 日から 2027 年 10 月 31 日まで（自動更新条項付き。最大 4 回）
- (5) 供給場所
別添仕様書のとおり。
- (6) 入札・開札の日時及び場所
2026 年 8 月 7 日（金）午前 10 時 00 分
日本郵政コーポレートサービス株式会社 九州 BP0 センター

3 競争参加資格

小売電気事業者としての登録を行っている者、又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であること。

4 競争に参加することができない者

- (1) 以下のいずれかに各号に該当し、当社が取引先として不適当と認めた者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについても同様とする。）
 - ア 不正又は不誠実な行為をした者
 - イ 不法行為をした者
 - ウ 契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者
 - エ 安全管理の措置が不適切であると認められる者
 - オ 契約相手方として不適切であると認められる者
 - カ その他、会社に損害を与えた者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (3) 特別清算開始、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、当該手続の終結の決定を受けた者は除く。
- (4) 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この号において同じ。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含む。）若しくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しない者。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下この項において「暴力団等」という。）であること。
 - イ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をも

- ってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- なお、本号の規定において、次のキ～スに掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- キ 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- ク 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- ケ 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
- コ 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- サ 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- シ 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- ス 特殊知能暴力集団等 第1号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- (5) その他、個別の案件の参加資格につき、当社が審査を行う。

5 入札者に求められる義務等

(1) 入札者に求められる義務

2026年7月30日（木）午後5時00分までに、入札に参加を希望する者は、次に示す証明書等各1部を下記(2)に示す場所に提出しなければならない。（期限までに必着のこと。）

- ・下見積書（適宜様式により内訳を明記）
- ・誓約書（日本郵便株式会社所定の様式による）
- ・委任状（日本郵便株式会社所定の様式による。必要な場合に限る）
- ・小売電気事業者としての登録を行っている者、又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であることを証明できる資料
- ・本契約締結に際し、使用予定の「電気受給契約書」のひな形及び「約款」

提出された証明書を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り入札の対象者とする。

なお、提出した証明書等について説明を求めたときはこれに応じなければならない。

(2) 提出場所

〒860-8505 熊本県熊本市西区春日 1-12-10

日本郵政コーポレートサービス株式会社 九州 BPO センター駅前拠点 調達担当

電話 096-363-1280（担当：横川、山田）

6 入札書の記載方法及び提出等

(1) 入札書の記載方法

ア 入札書は日本語で記載すること。

なお、金額については日本国通貨とする。

イ 入札書は日本郵便株式会社所定の様式によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

(ア) 入札金額

A 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた金額とすること。

なお、契約金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に消費税等（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を含めた金額とする。

B 入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

C 当社が求める範囲で、内訳を明らかにすること。

(イ) 品名

上記2(2)に示した品名とする。

(ロ) 年月日

上記2(6)入札・開札の年月日とする。ただし、郵便による入札の場合の日付は、入札書を作成した年月日とする。

(ハ) 入札者の氏名及び押印等

A 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、押印するものとする。

B 外国業者にあつては、署名をもって押印に代えることができる。

(2) 入札書の提出方法

入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

ア 郵便（書留郵便又は特定記録郵便等、追跡可能なものに限る。期限までに必着のこと。）による場合は、入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「8月7日開札「日本郵便株式会社茨木郵便局で使用する電気」の入札書在中」と記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、2026年8月6日(木)午後5時00分までに、上記5(2)に示す場所宛て郵送（必着）しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(3) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時までに委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札書の無効

次の各号一に該当する入札書は無効とする。

ア 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者により提出された入札書

イ 郵便による入札の場合で定められた日までに到着しない入札書

ウ 委任状のない代理人により提出された入札書

エ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書

オ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書

カ 同一の者により提出された二以上の入札書

キ 上記(2)アに定める事項の記載がない入札書（郵便で提出された場合に限る。）

ク 記載事項が不備な入札書

(ア) 入札金額が不明確な入札書

(イ) 入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書

(ロ) 品名・数量が上記2(2)で示したものと異なる入札書

(ハ) 調達する物品等又は役務の名称、数量、単価及び合価の記載のない入札書

(ニ) 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書

- (カ) 押印のない入札書
- (キ) 郵便で差し出された場合上記(2)アに定める事項のない入札書
- (ク) その他記載事項が不備又は判読できない入札書
- ケ 明らかに連合によると認められる入札書
- コ その他入札に関する条件に違反した入札書
- (5) 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
落札後、入札者に内訳書を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

7 秩序の維持

(1) 独占禁止法の厳守

- 入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。
 - ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
 - イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。
 - ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。
 - エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札金額を定めてはならない。
- (2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。
 - なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

8 開札

- (1) 開札は入札事務に関係のない日本郵便株式会社の社員を立ち合わせて行う。
- (2) 開札結果は、入札締切後、速やかに発表を行う。
- (3) 開札した場合において、各人の入札のうち日本郵便株式会社が定める金額の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。再度入札時に入札書の提出がない場合は、再度入札を辞退したものとして扱う。(郵便により入札に参加している場合で、再度入札分の入札書を事前に提出している場合を除く。)
 - なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、日本郵便株式会社が定める金額に最も近い入札者から順に価格交渉(一者指定契約)に移行するので見積書(所定の様式)も複数枚用意しておくこと。

9 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

- ア 日本郵便株式会社が定める金額の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、その入札が、相手方となるべき者が申し込んだ価格によった場合、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、日本郵便株式会社が定める金額の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
- イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない社員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記アただし書きにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。

(2) 落札決定の取消

次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ 上記 6 (5) の規定により入札書の補正をしないとき。

ウ 入札に関して虚偽又は不誠実な行為があったとき。

10 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

(2) 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

ア 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保管する。

イ 契約書の作成に要する費用のうち落札者側に発生する費用は全て落札者の負担とする。

ウ 本契約の締結に際し、使用予定の「電気受給契約書」のひな形について、協議の上、決定する。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期等

ア 支払方法及び支払場所

郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座

イ 支払時期等

契約の履行を完了し、検収完了の確認に合格したときは、支払請求書を受理した日から 30 日（ただし、支払期日に当たる日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前営業日）以内に支払う。

なお、支払代金に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 入札者は、契約責任者が指定する日時までに、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。

(5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 品質確認、検収及び検収完了の確認は契約条項等の定めるところにより行う。

なお、実施場所は、指定する日本国内の場所とする。